

一般社団法人 日本統合医療学会

## 定款

# 一般社団法人 日本統合医療学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本統合医療学会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区音羽一丁目1番9号バイファルビルディング音羽5階に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 当法人は、統合医療（近代西洋医学、相補・代替医療及び伝統医療の統合・連合）に係わる者の資質の向上、医療の進歩発展、教育並びに研究の促進を図り、もって国民医療の向上に資することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 学会、研究会、講習会等の開催
- (2) 機関誌、および発行物の著作権の受託・保護
- (3) 資格認定及びその教育
- (4) 関係諸団体との連携及び交流事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事

## 第3章 会員

(種別)

第4条 この法人の会員は次の4種とし、別に定める規則にしたがい、正会員から選出される代議員の代表者及び役員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下一般社団法人・財団法人という）上の社員とする。

- (1) 正会員 統合医療に係わる者で、当法人の目的に賛同する個人
- (2) 学生会員 当法人の目的に賛同し入会する統合医療、医学、看護、各種CAMを学ぶ大学及び大学院の学生
- (3) 名誉会員 当法人に顕著な功労があった者で、社員総会で同意を得た個人
- (4) 賛助会員 当法人の事業を賛助する個人又は団体。

2 納入された会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(入会)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員になろうとするものは、当法人所定の様式による申込みをし、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第6条 正会員、学生会員及び賛助会員は別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、会費を納入することを要しない。
- 3 納入された会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(退会)

第7条 正会員、学生会員、賛助会員は理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次に掲げる各号の一つに該当するにいたった場合は、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 本人の死亡又は失踪
- (3) 2年以上会費を滞納したとき

(除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を著しく毀損し、又は当法人の趣旨目的に反する行為をしたとき、ならびに本定款及び諸規則に定める会員としての義務を遵守しなかったときは、社員総会において社員総数の議決権の4分の3以上の賛成を得て議決した決議により、当該会員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

## 第4章 代議員

(代議員)

第11条 当法人には、正会員の中から選任された100名以内の代議員を置く。

2 代議員の互選により20名以内の代表代議員を選出する

(代議員の選任)

第12条 代議員は、正会員の中から別に定める規則により選出する。

(1) 代議員は役員を兼ねることができない。

(2) 代議員に欠員が生じた場合は、別に定める規則に従い、速やかに欠員を補充する。

(代議員の任期)

第13条 代議員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 欠員または増員によって選任された代議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 代議員が欠けた場合または第11条の所定の員数が欠けた場合は、任期満了または辞任により退任した代議員は、後任者が就任するまで、なお代議員としての権利義務を有する。

(代議員の報酬)

第14条 代議員は無報酬とする。

(代議員の職務)

第15条 代議員は代議員会を組織し、理事会の提示する議案について評議する。

2 代議員会で選出された代表者は、社員総会に出席し審議事項を審議し議決する。

## 第5章 役員

(役員及び定数)

第16条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 20名を超え25名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち5名以内を業務執行理事とする。

4 理事と監事は、兼任することができない。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長および業務執行理事は、理事会において理事の互選により選任する。

(役員任期)

第18条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

3 欠員または増員によって選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

4 役員が欠けた場合または第16条の所定の員数が欠けた場合は、任期満了または辞任により退任した役員は、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員職務)

第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務の執行を決定する。

2 理事長は、当法人を代表し、業務を統括する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 業務執行理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。

5 理事長、業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、事故の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 監事は、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること

(2) 財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会及び社員総会に報告すること

(3) 前号の報告をするため必要があるときには、社員総会を招集すること

(役員報酬)

第20条 理事および監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第21条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱については、第43条に定める理事会規則によるものとする。

(役員解任)

第22条 理事または監事は、当法人の役員たるに反する行為があったとき、又は特別の事情のあるときは、任期中といえども社員総会の議決により当該役員を解任できる。

## 第6章 社員総会

(種類)

第23条 この法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第24条 社員総会は、社員を持って構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第25条 社員総会は、次の事項について決議する

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任または解任
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (7) 解散および残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、この定款に定める事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人・財団法人法に定める事項

(開催)

第26条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第27条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。ただし、すべての社員の同意がある場合は、書面または電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その召集手続きを省略することができる。

2 議決権の5分の1以上を有する社員は、理事会に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会召集の請求をすることができる。

3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会を招集しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなくてはならない。

(議長)

第28条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第29条 社員総会は社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第30条 社員総会の決議は、一般社団法人・財団法人法第49条第2項に規定する事項およびこの定款に特に規定するものを除き、社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、社員として裁決に加わることはできない。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の社員を代理人として表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとに行わなければならない。

(決議、報告の省略)

第32条 理事または社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合にお

いて、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第33条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事を持って構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更および廃止
  - (3) 各事業年度の事業計画および収支予算の設定並びにその変更
  - (4) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (5) 理事の職務の執行の監督
  - (6) 理事長及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
    - (1) 重要な財産の処分および譲受け
    - (2) 多額の借財
    - (3) 重要な使用人の選任および解任
    - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止
    - (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面を持って理事長召集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したとき。
  - (4) 第19条第6項第3号の規定により、監事から理事長に召集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は理事長が召集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が召集する場合および前条第3項第4号の規定により監事が召集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号または第4号の規定に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に通知しなくてはならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事および監事全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第39条 理事会は理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議、報告の省略)

- 第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- 2 理事または監事が理事及および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第19条5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

- 第43条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令またはこの定款の定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第8章 基金

(基金の拠出)

- 第44条 当法人は正会員または第三者に対し、一般社団法人・財団法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の取扱)

- 第45条 基金の募集・割当て・払い込み等の手続き、基金の管理および基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議によって別に定める基金取扱規定による。

(基金の拠出者の権利)

- 第46条 当法人は、第54条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当法人は、事情に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。
- 3 当法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入および信託することはできないものとする。

(基金の返還の手続き)

- 第47条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって、一般社団法人・財団法人法第

- 1 4 1 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。
- 2 前項第 2 項の基金の返還手続きについては、理事会の決議によって定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 4 8 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行なわないものとする。

## 第 9 章 計算

(事業年度)

第 4 9 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 5 0 条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書および計算書類並びにこれらの付属明細書(以下、計算書類等という)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において了承を得るものとする。

- 2 当法人は、前項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を広告するものとする。
- 3 決剰余金を生じたときは、これを社員に分配してはならず、よく事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分および譲受け)

第 5 1 条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、社員総会において社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

- 2 当法人が重要な財産の処分および譲受を行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第 5 2 条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする

## 第 1 0 章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、変更することができる。

(合併等)

第54条 当法人は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人・財団法人法上の法人と合併、事業の全部または一部の譲渡および公益的目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第55条 当法人は、一般社団法人・財団法人法第148条第1号から第2号および第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第56条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

## 第11章 委員会

(委員会)

第57条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第12章 事務局

(設置等)

第58条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める、

(備え付け帳簿及び書類)

第59条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する事項
- (3) 理事および監事の名簿
- (4) 認可等および登記に関する事項
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書および収支決算書
- (8) 事業報告書および収支計算書等の計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿および書類

2 前項各号の帳簿および書類の閲覧については、法令の定めによるとともに、第59条第2項に定める情報公開規定によるものとする。

### 第13章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第60条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(広告の方法)

第61条 当法人の公告は、当法人のホームページにて行う。

### 第14章 事業年度

第62条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第15章 補足

(委任)

第63条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

附 則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員

- 1 東京都文京区向丘一丁目6番2号  
渥美和彦
- 2 神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320番地の271  
渥美英子
- 3 東京都中央区銀座一丁目22番1-2107  
蒲原聖可

- 2 この法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 渥美和彦 阿岸鉄三 仁田新一 帯津良一 川嶋みどり

佐藤信紘 川嶋 朗

設立時監事 渥美英子 蒲原聖可

設立時代表理事 渥美和彦

- 3 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日に始まり平成20年7月31日に終わる。